

村税の滞納処分として 不動産公売を実施

公平性を保つために滞納処分を強化しています！

村では、10月29日に阿見町総合保健福祉会館「さわやかセンター」において、平成26年度第1回目の不動産公売を、阿見町と合同で実施しました。

公売不動産及び入札状況等

公売財産の所在と種別等	見積価額	最高価申込価額	入札参加者
(土地) 大字布佐字谷津 1482番23 宅地 137.50㎡	459,000円	—	なし
(土地) 大字土浦字蔵後 2568番53 田 3,019㎡	465,000円	465,000円	1名

○ 滞納処分について

税金は、納期限までに納税者の皆様に自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税せず、督促状を送達したにも関わらず完納されない状態を「滞納」といいます。

村税を滞納した場合、督促手数料、延滞金（納期限後1カ月以内は、特例基準割合に年1%を加算した割合〔※平成26年は年2.9%〕、納期限後1カ月以降は特例基準割合に年7.3%を加算した割合〔※平成26年は年9.2%〕を課されることになり、村は滞納者に帰属する財産の一連の処分（差押え、換価、配当）による強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権については、裁判所等の司法の執行機関を通じてではなく自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

村では、滞納者と納期限までに納付していただいている皆様との公平性を保つために、滞納処分を厳正に執行しています。

○ 各種差押えの対応

◇**不動産差押え** 滞納者に対する差押書の送達によって行い、法務局に差押えの登記を嘱託します。また、質権や抵当権を設定している金融機関等の権利者にも差押えの通知をします。差押え後も完納されない場合は、公売により換価します。

◇**預貯金差押え** 第三債務者である銀行等に対する債権差押通知書の送達により行います。原則として、滞納税額に関わらず、その全額を差押え・取立てます。村では県内の銀行等を中心に、村滞納者の財産調査を順次行っています。

◇**生命保険金差押え** 第三債務者である生命保険会社等に対する債権差押通知書の送達により行います。差押え後も完納されない場合は、保険契約を解約し、解約返戻金を取立てます。村では全国の生命保険会社等に対して、村滞納者の財産調査を順次行っています。

◇**給与・年金差押え** 第三債務者である給与・年金支払者に対する債権差押通知書の送達により行います。生活の保護等の観点から一定部分の差押えは禁止されていますが、給与・年金は継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額の全額を徴収できるまで差押えの効力が及びます。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発布 地方税法第329条、第371条、第457条 他

※納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第142条 他

※滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問および検査、捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第459条 他

※督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

※差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより、差押え財産を金銭に換えます。

配 当 国税徴収法第129条

※差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。